

高森町次世代定住促進奨学資金貸付事業のご案内

高森町では、向学心に富み、将来にわたり高森町への貢献意欲が高い生徒又は学生に対し、奨学資金の貸付を行います。

○奨学生の対象要件

- ・養育者が高森町民であること
- ・大学等（専門学校含む）に在学中の方、または進学予定の方であること
- ・養育者、本人ともに町税等に未納がないこと

○連帯保証人の対象要件

- ・2人（町外の方も可）
- ・住民税所得割若しくは固定資産税を3,000円以上納付されている方
- ・保証人のうち1人は奨学資金申請者の三親等以内の親族以外の方

○金額 大学生等：月額50,000円

○返済期間 卒業後10年以内

（ただし、卒業後、貸付期間と同期間以上町内に居住し、町内外で就労した場合は全額返済を免除。ただし、居住期間が貸付期間に満たなかった場合は、居住した期間分を月割計算し免除します。※不定期の居住調査あり。）

○利子 無利子

○提出期限 令和8年3月25日（水）まで

○提出書類 奨学生願書（別紙様式1）

誓約書（別紙様式2）

合格通知の写し若しくは在学証明書

申請者、保護者及び連帯保証人の金額記載の納税証明書

振り込み先が分かる通帳のコピー

※ 申請様式は高森町教育委員会にお問い合わせください。また、高森町ホームページからもダウンロード出来ます。



高森町HP

お問い合わせ

高森町教育委員会 0967-62-0227